令和５年度事業報告書

　当支援センターにおける令和５年度の事業計画は、「被害者等の要望に応え、県民に必要とされる支援センターづくり」を重点目標とし

○　被害者等支援活動の充実、強化

○　犯罪被害相談員及び支援員の確保・育成等人的基盤の強化

○　自立に向けた財政基盤づくりの強化

を重点推進事項として、事業を推進した。

１　法人の概況

(1) 設立年月日

平成21年4月8日　任意団体として設立

平成23年4月1日　一般社団法人設立登記

平成25年4月1日　公益社団法人設立登記

(2) 定款に定める目的

当法人は、犯罪、事故・災害等（以下「犯罪等」という。）による被害者及びその家族又は遺族（以下「被害者等」という。）に対して、精神的支援その他の各種支援活動を行うとともに、社会全体の被害者支援意識の高揚を図り、もって被害者等の被害の回復及び軽減に資することを目的とする。

(3) 定款に定める事業内容

ア　 被害者等に対する電話相談及び面接相談事業

イ 　犯罪被害者等給付金の支給を受けようとする者の裁定申請手続の補助に関する事業

ウ　 物品の供与又は貸与、役務の提供その他の方法による被害者等への直接的支援に関する事業

エ　 被害者等に関する支援の必要性に関する広報及び啓発活動に関する事

業

オ　 関係機関・団体等との連携による被害者等の援助事業

カ　 被害者支援ボランティアの養成及び研修に関する事業

キ　 被害者等の実態に関する調査及び研究に関する事業

ク　 被害者自助グループへの支援に関する事業

ケ　 その他当法人の目的を達成するために必要な事業

(4) 会員の状況

ア　正会員（令和6年3月31日現在)

個人15 名、団体4団体

イ　賛助会員（令和6年3月31日現在)

　　　　 個人 163 名　法人　120団体

(5) 主たる事務所の所在地

徳島市福島１丁目１番１３－１０１号

(6) 管理～執行体制

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 役　　　職 | 氏　　　　　名 | 常勤・非常勤別 |
| 理　 事　 長 | 大　塚　 龍 一 郎 | 非　　常　　勤 |
| 副 理 事 長 | 三　原 　由 紀 子 | 非　　常　　勤 |
| 副 理 事 長 | 豊　永　 寛　二 | 非　　常　　勤 |
| 理　　　　事 | 今 井 幸　三 | 非　　常　　勤 |
| 理　　　　事 | 宇　山　 喜 久 雄 | 非　　常　　勤 |
| 理　　　　事 | 藤　本　　 顕 | 非　　常　　勤 |
| 理　　　　事 | 内　海　 千　種 | 非　　常　　勤 |
| 理　　　　事 | 永　本　 能　子 | 非　　常　　勤 |
| 理　　　　事 | 清　家　 政　明 | 非　　常　　勤 |
| 理　　　　事 | 阿　部　 和　英 | 非　　常　　勤 |
| 理　　　　事 | 岡　崎　 史 朗 | 非　　常　　勤 |
| 専 務 理 事 | 尾　田 　正　宏 | 常　　勤 |
| 監 事 | 大　石 　真　紀 | 非　　常　　勤 |
| 監 事 | 濵　井　 利　昭 | 非　　常　　勤 |

 　 計14名

(7) 管理～業務体制

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| センター長兼専務理事（犯罪被害相談員） | 常　勤 | １名（男性） |
| 所員（経理担当・犯罪被害相談員） | 非常勤 | １名（女性） |
| 所員（庶務担当・人材育成対象） | 非常勤 | １名（女性） |
| 所員（支援活動総責任者・犯罪被害相談員・臨床心理士） | 非常勤 | １名（女性） |
| 所員（犯罪被害相談員・公認心理師・臨床心理士） | 非常勤 | ２名（女性） |
| 所員（犯罪被害相談員） | 非常勤 | ３名(男性2,女性1） |

計9名

(8) 犯罪被害者等早期援助団体

平成27年6月25日、徳島県公安委員会から｢犯罪被害者等早期援助団体｣の指定を受ける。

２　公益目的事業

1. 被害者等に対する電話・面接相談事業

ア　電話相談 令和５年度中、128件（前年度177件）の電話相談を受理した。

イ　面接相談 令和５年度中、主にカウンセリングを中心とした面接相談を

 48件(前年度25件）その内カウンセリング43件(前年度21件）を受理し

た。

ウ　メール相談等 令和５年度中、0件（前年度0件）であった。

1. 被害者等に対する直接的支援活動事業

県警察等から情報提供を受け、支援活動に着手したケースなど、直接支援件数は17件（前年度29件）であった。

○直接支援状況（令和５年度）

・裁判関連支援 12　件

・行政窓口への付添 0　件

・病院への付添 5　件

・その他 0 件

・経済的支援 0 件（支援金等の申請補助）

1. 広報・啓発活動事業

ア　各種広報・啓発活動

（ア）ホームページによる情報発信

当センターの活動や被害者支援活動を広く一般に周知するため、相談電

　　　話の案内、イベントの告知、活動状況等をホームページに掲載し、適宜更

新するなど、効果的な情報発信に努めた。

（イ）機関誌「センターだより」の発行

「センターだより」を7月（750部）、1月（750部）の２回発行し、賛助会員等との情報共有に努めたほか、関係機関や講演会参加者等に配布することで、当センター活動状況等の周知を図った。

（ウ）広報グッズ等の作成と活用

広報用リーフレットや広報カード、クリアファイル等をセンター主催行事参加者等に配布し、当センターの活動状況の広報やファンドレイジング活動に活用した。

（エ）ＳＮＳ等を利用した情報発信

全国被害者支援ネットワークの公式ＳＮＳに、センターの実施したイベン

トの広報素材を提供し全国に発信された。

（オ）被害者支援ポスターの募集とカレンダーの作成

　徳島県教育委員会の後援のもと、小学生から一般までの幅広い県民を対象に、被害者等の置かれた状況を正しく理解し考えることを目的とした犯罪被害者支援ポスターの募集を行った。優秀作品展示を講演会会場（11月29日)で行い、センターＨＰに掲載、テレビトクシマで発信（12月1日～3日) をしたほか、令和６年のカレンダー素材に活用して会員や関係機関に配布する等の広報活動を行った。

（カ）広報用パネル等の掲示

令和５年11月25日～令和５年12月3日までの間、県主催の人権啓発パネル展が開催され、徳島県庁１階の広報ブースに、センターの被害者支援パネルと募集した被害者支援ポスターの最優秀作品４点を掲示し、センターの組織及び活動概要等の広報活動を実施した。

（キ）ハレルヤスイーツキッチン松茂本店内に被害者支援の特設コーナーを設

け広報啓発活動を実施

犯罪被害者週間中、特設コーナーにリーフレット、ウエットティッシュ等

を設置し、センターの活動内容を紹介し広報活動を実施した。

　イ　講演会等の開催

（ア）犯罪被害者支援講演会の開催

令和５年８月１日、徳島県・徳島県警との共催で徳島グランヴィリオホテルに関係機関・県民等約１３５人を集め「犯罪被害者講演会」を開催した。講師の大阪府堺市在住の少年事件被害者遺族の一井彩子氏は「命の大切さを考える～子どもたちを被害者にも加害者にもしないために～」と題し、「今でも亡くなった息子の友達等が自宅に来ていろんな会話をする。それが心の支えになっている」と、寄り添うことの大切さを訴えた。

（イ）犯罪被害者週間講演会の開催

令和５年11月29日、徳島県・徳島県警との共催で徳島グランヴィリオホテルにおいて犯罪被害者週間講演会を開催した。

講演会は、県民等を対象に、県を挙げて支援に取り組む気運を醸成し、

　犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の名誉又は生活の平

　穏への配慮の重要性等について理解を深めてもらうことを目的に、犯罪被害

　者週間中に開催し、講師として、佐賀県在住のバスジャック事件被害者の山

口由美子氏をお招きし、「少年事件の被害者になって、考えたこと」-西鉄バ

スジャック事件から-と題して講演が行われ、関係機関の関係者等約１３９　人が参加した。

山口氏は、バスを乗っ取った少年の不登校と我が子の不登校、事件後の自身の状況、少年法の改正、加害少年との面会等について語られ、犯罪被害者等支援について理解増進を図った。

（ウ）「命の大切さを学ぶ教室」の開催

県内の中学・高校・大学生等を対象に、犯罪被害の悲惨さや遺族の思い、命の大切さについて理解を深めるための「命の大切さを学ぶ教室」を実施した。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 開催日 | 学　　校　　名 | 内　容 | 対象者 |
| ５月22日 | 小松島南中学校 | 少年事件 | 第３学年 |
| ６月６日 | 四国大学 | 少年事件 | 学部生 |
| ７月６日 | 江原中学校 | 少年事件 | 全校生徒 |
| 12月18日 | 徳島文理大学 | 少年事件 | 大学生 |
| 12月26日 | 三好市医師会准看護学院 | 交通事故 | 全校生徒 |
| ２月５日 | 徳島県立総合看護学校 | 殺人事件 | 第1学年 |
| ２月14日 | 鳴門教育大学 | 交通事故 | 修士課程生 |
| ３月12日 | 名西高等学校 | 性犯罪 | 第1学年 |
| ３月2６日 | 徳島大学 | 交通事故 | 学部生・大学院生 |

(4) 関係機関・団体との連携による被害者等への支援事業　 　　　　　　 ア　全国被害者支援ネットワークや各県被害者支援団体との連携

全国事務局長等会議（4月18日）は東京において、中国・四国ブロック事務局長等会議は、上半期が島根県（9月8日）、下半期が香川県（3月8日）において開催され、センター長が出席した。また、中・四国ブロック質の向上研修会は、上半期島根県（9月9日～9月10日）、下半期香川県（3月9日～3月10日）には、相談員等がそれぞれ参加した。

イ　徳島県警察との連携

（ア）早期援助団体としての適正な活動

　 令和５年度中、１１件（前年度3件）の警察情報提供を受理し、迅速

　　な支援活動を推進するとともに、警察との緊密な情報交換と情報管理に努

　　めた。

（イ）犯罪被害者週間における広報啓発活動での連携

被害者週間中の12月1日、イオンモール徳島１階においてキャンペーンを県警察等と共同で実施し、県民に対する被害者等の置かれた現状や被害者支援の重要性について広報啓発活動を行った。

（ウ）徳島県犯罪被害者支援連絡協議会等への出席

令和５年8月1日、県警察本部に関係機関・団体等37名を集め開催された総会に出席し「見知らぬ男に殺害された被害者等への支援」について実践的シミュレーションに基づき、支援可能な役割について検討を行い連携強化を図った。警察署については、徳島名西警察署(11月11日）、徳島中央警察署(12月1日）において開催された警察署管内犯罪被害者支援連絡協議会定時総会に出席し、「見知らぬ男に殺害された被害者等への支援」について事例検討等を行った。中央警察署では、各機関が支援内容を発表した。

ウ　徳島県との連携

1. 「令和５年度市町村犯罪被害者等支援条例制定促進会議」で講演

令和５年５月２９日、県が主催する市町村犯罪被害者等支援条例制定促進会議がオンラインで行われ、県内各市町村の犯罪被害者等支援主管課長等37名が参加した。会議では、徳島県消費者政策課くらし安全担当補佐から、犯罪被害者等支援に係る国・他県の動向や、徳島県犯罪被害者等支援条例及び推進計画について現状説明等があり、センター長が「徳島県犯罪被害者支援条例制定による徳島被害者支援センターの取組み等について」と題した講演を行った。

（イ）「令和５年度犯罪被害者等支援市町村等窓口担当者研修会」の開催

令和６年1月24日、アスティとくしまに犯罪被害者等支援市町村窓口担当者や徳島県犯罪被害者支援連絡協議会会員等26名を集め、徳島県と共催で窓口担当者研修会を開催した。

県の委託事業として開催した研修会では、大阪アドボカシーセンターによる「犯罪被害にあうと起きる事と必要な支援」と題した講義の後、「相談者・窓口対応者の立場から学ぶ」と題しロールプレイを行い、続いて「必要な支援を考える」と題してグループワークを実施した。

研修会を通して、市町村の窓口担当者や徳島県被害者支援連絡協議会会

員等に対し、支援に必要な情報提供を行い、相談能力の向上及び関係機関

の連携強化を図った。

エ　弁護士会との連携

令和５年10月20日、徳島弁護士会、徳島県警察との三者で「令和5年

度被害者支援連携協議会」が開催され、それぞれの活動報告の後、年少者の性被害をテーマに意見交換を行った。

令和６年３月１日、四国弁護士会連合会主催の研修「刑事法改正とその背景、これからの展望」が開催され、当センターからセンター長がオンラインで参加した。

(５)　人材の育成等人的基盤の強化

ア　大学生等を対象とした「被害者支援を考え・学ぶ講座」の開催

令和５年10月22日、センチュリープラザホテルに県内2大学の大学院生等14名を集め、「令和5年度被害者支援を考え・学ぶ講座」を開催した。本講座は、徳島県犯罪被害者支援推進計画において示された「大学生等に対する被害者支援の人材育成の強化」に基づき開催したもので、弁護士、精神科医、保護司（スクールソーシャルワーカー）等が講師を務めた。

イ　臨床心理学専攻大学院生等に対する実習の実施

（ア）徳島大学

令和5年度臨床心理学専攻実習生1名を、5月1日から12月31日までの間受入れ、毎週月曜日2時間30分の実践実習を実施した。また、7月31日3名の見学実習生を受入れ、センターの活動概要、被害者支援の現状等について実習を実施した。

（イ）四国大学

　令和5年6月6日、公認心理師養成コースの学部生9名に対し、被害者支援の現状等についての実習を同大学で行った。

（ウ）鳴門教育大学

令和5年11月10日、人間教育専攻大学院生5人の見学実習を受入れ、被害者支援の現状等について実習を行った。

ウ　支援活動員養成講座

４年ぶりに養成講座を開講したところ21名の応募があり、8月19日・26日の入門課程では18名に修了証を交付、11月18日・12月2日の基礎課程では入門課程修了者のうち9名に修了証を交付した。

エ　支援活動員に対する継続研修の実施

　　支援活動員のスキルアップを図る目的で、継続研修として、犯罪被害者

支援講演会に参加した。

オ　預保納付金を活用した職員の人材育成

人材育成対象の職員１名（女性、令和元年10月に指定）に対し、講演会の出席、継続研修の受講、直接支援活動の補助的活動等を通じて、直接支援員養成の目的で指導育成を行った。

カ　全国被害者支援ネットワーク主催研修

当センター相談員２名が、令和5年10月13日東京都イイノホールで開催された「全国被害者支援フォーラム2023」及び10月14日～15日に機械振興会館で開催された秋期全国研修会に参加した。センター長は、10月13日、10月14日オンラインで参加した。

　キ　令和５年度経理事務担当者研修

　　　令和5年7月7日、東京都機械振興会館で開催された経理事務担当者

研修に事務局職員１名が参加した。

（６）財政基盤確立のための諸活動

当センターの自立に向けた財政基盤の確立を目的としたファンドレイジング活動を推進した。

ア　賛助会員（個人、法人）募集の積極的推進

あらゆる広報活動を通じて、賛助会員の拡大に努めた。

イ　寄付型自販機設置の推進

従来の寄付型自販機に加え、新たに1台の寄付型自販機を設置した。

ウ　ワンクリック募金活動の推進

令和５年度もワンクリック募金「呼称：おかげさま募金」を継続実施した。

エ　被害者支援商品の販売促進

協賛企業である（株）ハレルヤは、毎年被害者支援対象商品の売り上げの一部を寄附する取組みをしており、令和５年度も継続実施した。犯罪被害者週間中は、ハレルヤスイーツキッチン松茂本店内に特設コーナーを設け、対象商品を増やし、販売促進を図った。

オ　その他

募金箱設置の拡充や、イオンの幸せの黄色いレシートキャンペーンへの協力依頼等の活動を行った。

３　収益事業

徳島市富田橋3丁目５８番１所在の駐車場（１０台分）を賃貸し、これ

により得た利益を公益目的事業に使用し、被害者等に対する支援活動の強化を図った。

４　会議

1. 社員総会

令和５年６月２４日、センチュリープラザホテルにおいて開催

ア　決議事項

第１号議案　令和４年度決算書類等承認に関する件

第２号議案　役員の選任に関する件

イ　報告事項

報告第１号　令和４年度事業報告書に関する件

報告第２号　令和５年度事業計画書に関する件

報告第３号　令和５年度収支予算書に関する件

1. 第１回理事会

令和５年６月５日、センチュリープラザホテルにおいて開催

ア　決議事項

第１号議案　令和５年度社員総会に関する件

第２号議案　令和４年度事業報告案に関する件

第３号議案　令和４年度決算書類等に関する件

第４号議案　就業規程の一部改正に関する件

第５号議案　職員給与の昇給に関する件

第６号議案　役員の選任等に関する件

イ　報告事項

報告第１号　２０２３年度預保納付金支援事業助成契約について

報告第２号　令和５年度犯罪被害者等支援体制強化事業の委託契約に

ついて

報告第３号　令和５年度犯罪被害者等支援業務の委託契約について

報告第４号　理事長等の職務執行状況報告について

1. 第２回理事会

令和６年３月２５日、センチュリープラザホテルにおいて開催

ア　決議事項

第１号議案　令和５年度補正予算案に関する件

第２号議案　令和６年度事業計画案に関する件

第３号議案　令和６年度収支予算案に関する件

第４号議案　資金調達及び設備投資の見込に関する件

第５号議案　事務局職員等の任免に関する件

第６号議案　支援活動員及び犯罪被害相談員の認定に関する件

第７号議案　犯罪被害者等給付金申請補助員の認定に関する件

第８号議案　犯罪被害直接支援員の認定に関する件

第９号議案　徳島県からの新規委託業務（男性性暴力被害者支援）の

受託に関する件

イ　報告事項

報告第１号 令和６年度徳島県及び徳島県警察委託事業について

報告第２号 令和６年度預保納付金申請状況の報告について

報告第３号 理事長等の職務執行状況の報告について

５　業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

1. 理事及び職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制の運用状況

・理事会は、法令・定款及び理事会運営規程に従い、重要事項を決定するとともに、理事の職務の執行を監督した。

1. 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項

・理事会の職務の執行は、法令及び定款に基づいて行われ、その職務執行に係る情報は、法令等に基づき理事会議事録に記載され、その記録の保存・管理は、法令に基づき適切に保存管理している。

1. 業務の適正を確保するための体制の運用状況

・内部の統制については、重要な不備がないかを確認している。

令和５年度事業報告の附属明細書

　事業報告の内容を補足する重要な事項がないため、事業報告の附属明細書は作成していない。